

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年12月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100253号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100061号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成31年4月1日から平成29年6月16日に訂正し、平成29年6月から平成30年8月までの標準報酬月額を16万円、平成30年9月から平成31年3月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成29年6月16日から平成31年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月16日から平成31年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年6月16日から平成31年4月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成31年4月1日と記録されているが、給与支給明細を見ると平成29年6月分から厚生年金保険料を控除されている。請求期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社の事業主から提出された給与支給明細並びに雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間において同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主により届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下、併せて「本来の報酬月額」という。)又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び給与支給明細により確認できる本来の報酬月額から、平成29年6月から平成30年8月までを

16万円、平成30年9月から平成31年3月までを15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成29年6月から平成31年3月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年6月16日から平成31年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100512号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100140号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月5日の標準賞与額を29万円に訂正することが必要である。

平成19年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月5日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「2007年カミ期賞与」、「給与明細書2007年7月分」及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間にA社から29万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(29万円)に基づく厚生年金保険料(2万1,231円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月5日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100268号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100025号

第1 結論

昭和60年4月から昭和61年3月までの請求期間、平成4年6月から平成5年1月までの請求期間及び平成5年8月から平成15年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年4月から昭和61年3月まで
② 平成4年6月から平成5年1月まで
③ 平成5年8月から平成15年12月まで

私は、年金手帳もなく記憶もはっきりはしないが、両親の勧めで大学卒業後の昭和60年4月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと思う。また、他の請求期間についても記憶がはっきりはしないが、B市C区役所、D市役所、E市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書(又は督促状)を用いて郵便局等複数の金融機関のどこかで国民年金保険料を納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和60年4月頃に初めて国民年金の加入手続を行った旨主張しているところ、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)を新規に付番する払出事務が行われることとなるが、請求者の手帳記号番号「*」は、オンライン記録により、「昭和60年4月1日」を国民年金の被保険者資格取得日として、遡って平成3年2月26日に入力処理されていることが確認でき、請求者の当該手帳記号番号の前後の手帳記号番号についても、平成3年2月前後に払い出されていることから判断すると、請求者は平成3年2月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者の手帳記号番号「*」とは別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の手帳記号番号の資格処理年月日(平成3年2月26日)まで請求期間①は国民年金の未加入期間であり、当該資格処理時点で

は、保険料の徴収権が時効により消滅しているため、請求期間①に遡って国民年金保険料の納付をすることはできず、請求者が主張するとおり、昭和60年4月頃にA市において国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

2 請求期間②について、日本年金機構が保管するB市に係る国民年金被保険者収滞納一覧表から、請求期間②に係る請求者の記録について、国民年金保険料が納付されていることを確認することはできず、当該記録はオンライン記録と符合している。

3 請求期間③のうち平成5年8月から平成10年3月までの期間（オンライン記録により、請求者の居住地がD市と確認できる期間）について、請求者は、国民年金の加入手続を行った時期等を明確に記憶していないとしているところ、オンライン記録において、「平成5年8月21日」を国民年金の被保険者資格取得日として、遡って平成8年10月8日に入力処理されていることが確認でき、当該資格処理日時点において、請求期間③のうち平成5年8月から平成6年8月までの期間は、請求者は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者は、D市において発行された金融機関の領収印のある国民健康保険料督促状兼納付書を提出し、国民年金保険料についても、督促状を用いて納付したかもしれないと主張しているところ、日本年金機構は、平成8年当時、現年度は市役所から葉書タイプの催告状を送付し、過年度については、社会保険事務所（当時）から納付できる様式である催告状兼納付書を送付していたようであるが、文書保存期間満了により資料提供をすることができないとしている上、請求者は、国民年金に関する領収書等を保管しておらず、D市における国民年金保険料の納付について確認することができない。

請求期間③のうち平成10年4月から平成15年12月までの期間（オンライン記録及び住民票により、請求者の居住地がE市と確認できる期間）について、E市課税担当課から提出された平成11年度（平成10年中所得）及び平成12年度（平成11年中所得）の住民税に係る所得照会文書（回答）には、社会保険料控除の項目がないほか、同課は、平成13年度から平成16年度までの住民税に係る住民税課税基礎資料について、請求者が未申告のため、提供できる資料はない旨回答及び陳述している。

4 請求期間①、②及び③について、請求者は、各自治体において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した場所として郵便局等複数の金融機関名を挙げているものの、国民年金保険料の納付時期及び納付金額等について記憶が明確でないことから、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の納付状況が不明であるところ、E市の年金担当課から提供を受けた請求者に係る被保険者記録（請求者が居住していたA市、B市（C区）及びD市からデータを引き継いだ上で、保険料の納付記録を統合して作成されたとする記録）によると、当該請求期間は国民年金保険料が未納と記録されており、当該記録は、請求者に係るオンライン記録と符合していることが確認できる。

また、A市、B市（C区）、D市及びE市からは、請求者の国民年金保険料の納付を確認でき

る資料(上記2及び前述の被保険者記録を除く。)について、保存年限経過等の理由により得ることができなかったほか、請求者が保険料を納付したとする各金融機関は、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付したことを示す資料について、保存年限が経過しており資料がない旨回答している。

さらに、請求期間①、②及び③以外にも国民年金保険料の複数の未納期間が確認できるほか、請求期間が複数存在し、当該請求期間の合計月数は145月である上、複数の異なる自治体が、同一人に対してこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難く、また、請求期間の一部は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間を含み、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成14年4月以降は、保険料の収納事務が国に一元化された期間であることを踏まえても、年金記録に過誤があったとは考え難い。

加えて、請求期間①同様、請求期間②及び③について、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者の手帳記号番号「*」とは別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100334号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100060号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月

請求期間当時、A社に勤務し賞与の支払いを受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録を確認したところ、請求期間①、②及び③に係る賞与の記録がない。賞与明細書はないが、調査の上、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社は平成18年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る閉鎖事項全部証明書において確認できる代表清算人及び破産管財人は当時の資料がない旨陳述している。

また、請求者の請求期間当時の住所地であるB市は、請求期間①、②及び③に係る社会保険料控除額の確認できる資料は、保存年限経過のため回答できないとしている上、請求者はC銀行D支店が賞与の振込先であったとしているところ、同行は各請求期間に係る取引明細は、期間経過のため資料の提供ができない旨回答していることから、請求者の各請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。